

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	消防局
指 摘	<p>超過勤務手当の支給において、勤務日の超過勤務を125/100の支給割合とすべきところ、135/100の支給割合と誤って超過勤務命令簿に記載したことにより過大支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。</p>
措 置 状 況	<p>ご指摘の超過勤務手当の過大支給については、監査終了後速やかに給与訂正処理を行い、令和4年12月に返納済みとなっている。毎年度3回に分けて庶務事務に関する研修を実施しているが、今後、改めて周知するとともに、適正な事務処理及びチェック体制の徹底を行ってまいりたい。</p>